

高等学校DX加速化推進（域内横断的な取組）業務委託仕様書

1 業務名

高等学校DX加速化推進（域内横断的な取組）業務

2 目的

本県のDXハイスクール採択校の生徒を対象に、課題探究活動においてデータサイエンスの活用を図り、生徒が積極的に情報やデータ分析、デジタル分野に触れながら、デジタル・情報分野に関する知識・技術を身につけ、プログラミング技術及び論理的思考力の育成を目指したコンテストを実施し、高等学校におけるデジタル等成長分野を支える人材育成を図る。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

（1）実施計画書・実施スケジュール等の作成

受託者は、具体的な実施内容を企画・検討し、（3）に係る実施計画を作成し、学校指導課と協議のうえ実施計画書及び実施スケジュール等を確定し、学校指導課の承認を得るものとする。なお、（3）⑤のア、イ、ウのプログラムの内容に関連性を持たせることにより、研修効果の向上等に資するものとなるよう提案すること。

受託者は、学校指導課の承認を得た計画に沿って事業を実施する。

（2）業務の運営管理

業務実施に必要な体制構築と要員配置を行ったうえ業務を遂行すること。また、業務遂行に必要な体制図を作成すること。なお、学校指導課との調整・確認の結果、修正が必要と判断された場合は、適切に対応すること。

（3）業務内容

① 概要

DXハイスクール採択校の高校生を対象に、デジタルクリエイティブ技術および論理的思考力の育成を目的とした講座・ワークショップ（発表物制作）及び発表制作物に対する評価のためのコンテストを実施する。

講座・ワークショップでは講師等を招へいし、実社会に即した課題に対して、グループで協働しながらデータを活用し、成果物の制作に取り組む。コンテストでは審査員2名の選定、審査基準の策定、発表における専門家等による講評を行い、学びの深化を図る。

② 実施予定校及び想定参加人数

実施対象：採択校12校

大聖寺高等学校、寺井高等学校、翠星高等学校、野々市明倫高等学校、金沢商業

高等学校、工業高等学校、金沢向陽高等学校、内灘高等学校、羽咋高等学校、
能登高等学校、金沢学院大学附属高等学校、鵬学園高等学校

想定参加人数：4人／校×12校＝48人

③ 実施場所等

- ア 講座：各学校
- イ ワークショップ（発表物制作）：金沢市内
- ウ コンテスト：課題提出・作品投稿型
- エ 効果測定：アンケート

④ 実施期間

令和7年12月～令和8年2月の3カ月

⑤ 企画について

ア 講座

- ・ 講座の内容は、キックオフイベント、データ分析導入・準備、課題導入、課題設定、情報収集とする。
- ・ 情報Ⅱ（データサイエンス）に準じ、数学Ⅰ、総合的な探究の時間とも教科横断的な学びや課題探究型学習、STEAM教育を実践できる内容であること。
- ・ 各講座にファシリテーターとメンタースタッフを派遣する事とし、同一人物が行う事も可とする。ファシリテーターはオンラインでも可とするが、メンタースタッフはオフラインで参加し、生徒の伴走支援にあたる事。また、メンタースタッフは、県内各学校の取組状況を日頃から把握しており、教科「情報」、探究、特別活動の3領域で、計画、実施、検証、改善のカリキュラム・マネジメントのサポートに知見がある人物が望ましい。
- ・ 講座時間は1コマ50分とし、生徒の負担にならない程度に、5コマ以内とする。
- ・ 実施日時は、各校と受託者で適宜調整すること。尚、キックオフイベントは全校一斉に開催する事とする。

イ ワークショップ（発表物制作）

- ・ 実施方法は、会場を設定しての集合型のワークショップ形式とする。
- ・ 使用するパソコンについては、参加者が持参する（Chromebookを使用する）。
- ・ 制作は、デジタルコンテンツ（Webデザイン）とし、コンテストで活用出来るものとする事。
- ・ ワークショップについては、各グループにチューターがサポートに入る体制を整えること。また、受託者は、参加するチューターについて、本ワークショップに必要なスキルを獲得していることを、発注者に対して証明すること。証明の方法は、事前の研修実施の証明や同様のワークショップでのサポート経験を複数有していること等によること。なお、提案時点で参加するチューターが確定している必要はないが、こういった者がチューターとして参加する予定かについては提案に含めること。チューターは学生不可とする。
- ・ ワークショップのカリキュラムは1日（6時間程度）とし、チームビルディングのためのアクティビティ、Webデザインの制作活動、グループ内での作品共有、代表数人の発表等から構成すること。このため、制作活動については、作品発表が行えるものを参加者一人一人

が作ることができるプログラムとすること。

- ・参加者が、ワークショップで利用するデザインツール等の実施環境について、学習できる環境を整えた上で参加者にデザインツール等のアカウントの準備を行わせること。また、ワークショップで取り組んだ内容を各学校の授業等で、特別な設備や環境がなくても活用できるようワークショップ内容や教材を工夫すること。
- ・参加者はWebデザインの初心者がいる事を想定し、興味関心を高め、積極的に学習できる内容とすること。
- ・発表制作の会場手配及び会場借用料の支払いは、県が行う事とする。

ウ コンテスト

- ・コンテストの実施にあたり、審査基準を策定すること。
- ・作成した審査基準に基づき、審査員による審査を実施すること。全作品に対して講評を行うこと。
- ・審査員2名は受託者が選定し、審査業務を実施すること。審査員への謝礼金の支払いについても、受託者が行うこと。
- ・本コンテストは、各学校が地域課題の解決に向けた提案を発表動画にまとめ、その有用性について競い合う課題提出・作品投稿型とで実施し、評価対象は、発表動画、発表制作物（「イ」における発表制作物をブラッシュアップしたもの）、コンセプトシート等とする。

エ 効果測定

- ・参加者へアンケートを行い、事業効果の分析を行うこと。

5 委託内容

- ・本事業の趣旨・目的を踏まえ、4に定める内容に係る業務全般を行う。
※講座では、講師への謝金等、会場費、運営費等を含むこと。
※イベントでは、審査員への謝金等を含むこと。
※事業終了後、実施報告書を作成し、県に提出すること。実施報告書には、講座、ワークショップ、コンテスト、効果測定の結果と事業効果の分析等を記載すること。

6 委託業者の要件

委託業者は、以下の要件を満たすこと。

- ・高等学校における数理・データサイエンス・AIに関する知識・経験を有する法人又は団体であり、この分野での教育・研修に関する実績があること。
- ・令和7年度高等学校DX加速化推進事業はこれに類似する支援業務の契約を締結し、履行した実績を有していること。
- ・事業の運営に必要なリソース（スタッフ、事務局など）を十分に有している又は確保できること。

7 権利・義務の譲渡・守秘義務

契約から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡又は貸与してはならない。

また、業務で知り得た内容を第三者に漏えいしてはならず、業務完了後も同様とする。

なお、業務で使用する各種データに含まれる個人情報、行政機密等の取り扱いについては紛失、漏えいのないようにしなければならない。

8 留意事項

この仕様書は、石川県教育委員会事務局が想定する最低限の業務の概要を示すもので、事業者の提案の内容を制限するものではない。

なお、業務内容については、決定した受託者の企画提案に応じ調整する場合がある。

9 その他

(1) 暴力団等の排除のため、受託者が以下のいずれかに該当する場合は、委託を行わない。委託後に判明した場合は、委託を解除できるものとする。この場合において、解除により受託者に損害が生じても、実行委員会はその責を負わないものとする。

- ① 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(2) 受託者は、この委託業務に関して、法令を遵守し、誠実に業務を行うものとする。

(3) 業務の実施に要する経費は、全て委託料の中で負担するものとする。

(4) 業務の実施にあたっては、委託者や関係者と密に連携を図り、十分な協議の上、円滑に行うものとする。

(5) 業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ書面による委託者の同意を得なければならない。

(6) 業務に必要な資料の収集に要する証明書・申請書等の交付は、受託者の申請による。

(7) 本業務で得られた成果品の著作権、利用権は、ホームページへの掲載を含め石川県教育委員会に帰属する。

(8) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合については、「担当課」と協議の上、決定するものとする。